

国保のここが変わります

今回の国保の改正では、所得のある方には応分の負担をお願いするとともに、給付を受けた方と受けていない方との公平やコスト意識の喚起を図る観点から、高額な医療費がかかったときの自己負担の限度額を見直すと同時に、これまで他の医療保険制度にありながら国保にはなかった海外で受診したときに払い戻される制度の新設などが加えられています。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------|---|--|
| 高額療養費 | 自己負担 限度額 1カ月 63,600円 | <p>○一般の方…$63,600円 + (医療費 - 318,000円) \times 0.01$</p> <p>○上位所得者(基礎控除後の所得が670万円超)の方 …$121,800円 + (医療費 - 609,000円) \times 0.01$</p> <p>例えば、1カ月入院して医療費が700,000円(食事負担額は除く)かかり、その3割の210,000円支払ったとしますと、国保から払い戻される額は次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般 $210,000 - \{ 63,600 + (700,000 - 318,000) \times 0.01 \}$ = 142,580円(自己負担額67,420円) ●上位所得者 $210,000 - \{ 121,800 + (700,000 - 609,000) \times 0.01 \}$ = 87,290円(自己負担額122,710円) |
| | *市町村民税非課税の世帯に属する方等… 35,400円 | <p>○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …35,400円(従来どおり)</p> <p>〈1年間に4回以上対象となる場合、4回目から〉</p> <p>○一般の方…37,200円(従来どおり)</p> <p>○上位所得者の方…70,800円</p> <p>○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …24,600円(従来どおり)</p> <p>☆特定疾病に認定されている方の自己負担限度額は、従来どおり10,000円です。</p> |
| 入院時の食費 | 自己負担 1日760円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等… 650円 | 1日780円 市町村民税非課税の世帯に属する方等の負担額は、従来どおり、1日につき650円(91日目以降500円)です。 |
| 海外での受診 | なし | 他の医療保険制度と同様に、海外で診療を受けた場合には診療内容明細書等を国民健康保険の窓口へ提出すれば、国民健康保険の給付の範囲で支給を受けることができます。 |
| 住所地特例 | 特別養護老人ホーム等の施設に入所した方は、入所前の市(区)町村の国民健康保険の被保険者 | 長期入院一般についても入院前の住所地の市(区)町村の国民健康保険の被保険者となります。 |